

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成	27年	4月	1日
(第29期)	至	平成	28年	3月	31日

株式会社ゴルフ・ドウ

さいたま市中央区上落合二丁目3番1号

(E03474)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	3
3.	事業の内容	5
4.	関係会社の状況	7
5.	従業員の状況	7
第2	事業の状況	8
1.	業績等の概要	8
2.	生産、受注及び販売の状況	9
3.	対処すべき課題	9
4.	事業等のリスク	10
5.	経営上の重要な契約等	13
6.	研究開発活動	13
7.	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
第3	設備の状況	15
1.	設備投資等の概要	15
2.	主要な設備の状況	15
3.	設備の新設、除却等の計画	16
第4	提出会社の状況	17
1.	株式等の状況	17
(1)	株式の総数等	17
(2)	新株予約権等の状況	17
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4)	ライツプランの内容	17
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	17
(6)	所有者別状況	17
(7)	大株主の状況	18
(8)	議決権の状況	18
(9)	ストックオプション制度の内容	19
2.	自己株式の取得等の状況	22
3.	配当政策	22
4.	株価の推移	23
5.	役員の状況	24
6.	コーポレート・ガバナンスの状況等	25
第5	経理の状況	30
1.	連結財務諸表等	31
(1)	連結財務諸表	31
(2)	その他	58
2.	財務諸表等	59
(1)	財務諸表	59
(2)	主な資産及び負債の内容	71
(3)	その他	71
第6	提出会社の株式事務の概要	72
第7	提出会社の参考情報	73
1.	提出会社の親会社等の情報	73
2.	その他の参考情報	73
第二部	提出会社の保証会社等の情報	74

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月27日
【事業年度】	第29期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】	GOLF・DO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 龍也
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	（048）851－3111（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 布施 聡之
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	（048）851－3111（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 布施 聡之
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所（セントレックス） （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	4,043,595	4,423,387	4,312,733	4,268,592	4,455,541
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	130,381	92,252	△69,020	18,112	71,402
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	103,708	24,625	△115,487	25,788	72,773
包括利益 (千円)	107,536	42,973	△96,344	46,826	56,805
純資産額 (千円)	483,763	526,737	430,392	486,765	548,011
総資産額 (千円)	1,970,981	2,127,249	2,398,419	2,335,084	2,473,795
1株当たり純資産額 (円)	39,000.64	424.65	346.98	392.45	431.40
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	8,379.14	19.85	△93.10	20.79	58.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.5	24.8	17.9	20.4	22.2
自己資本利益率 (%)	24.2	4.9	—	5.6	14.1
株価収益率 (倍)	3.64	18.38	—	15.01	6.41
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	188,164	7,833	△160,810	173,370	75,034
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△10,668	△48,631	△47,369	△56,148	△59,998
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△331,688	64,736	366,012	△162,648	110,172
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	221,127	253,818	416,617	377,494	499,462
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	91 (81)	92 (93)	101 (116)	107 (102)	106 (116)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第25期、第26期及び第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

3. 第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

4. 第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

5. 自己資本利益率につきましては、第27期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6. 株価収益率につきましては、第27期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

7. 当社は、平成25年10月1日付けで株式1株につき、100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第26期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額及び1株当たり当期純資産額を算定しております。

8. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、第29期より「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	3,375,291	3,591,797	3,526,631	3,587,610	3,626,790
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	130,832	65,384	△3,665	28,390	61,166
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	123,448	32,025	△24,714	16,802	38,177
資本金 (千円)	501,320	501,320	501,320	501,320	506,120
発行済株式総数 (株)	13,113	13,113	1,311,300	1,311,300	1,341,300
純資産額 (千円)	572,553	604,578	579,864	606,213	644,420
総資産額 (千円)	2,001,678	2,104,256	2,490,028	2,395,974	2,510,259
1株当たり純資産額 (円)	46,158.78	487.41	467.48	488.76	507.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	9,974.02	25.82	△19.92	13.55	30.61
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.6	28.7	23.3	24.9	25.7
自己資本利益率 (%)	24.2	5.4	—	2.8	6.1
株価収益率 (倍)	3.06	14.14	—	23.03	12.22
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	79 (81)	83 (91)	89 (116)	97 (102)	96 (110)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第25期、第26期及び第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

3. 第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

4. 第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

5. 第27期の自己資本利益率につきましては、当期純損失のため記載しておりません。

6. 第27期の株価収益率につきましては、当期純損失のため記載しておりません。

7. 当社は、平成25年10月1日付けで株式1株につき、100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第26期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額及び1株当たり当期純資産額を算定しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和62年 9 月	ビデオレンタルを目的に埼玉県浦和市に出資金5,000,000円で有限会社プラス・ワン設立
平成12年 4 月	有限会社プラス・ワンを組織変更し、株式会社ゴルフ・ドゥ設立（資本金12,000,000円）
平成12年 5 月	株式会社ボックスグループより『ゴルフ・ドゥ』のフランチャイズ事業及び直営店にかかる営業を譲り受け、同事業を開始
平成12年 6 月	本店を浦和市からさいたま市中央区上落合に移転 第三者割当による新株発行（資本金1,052,122,800円）
平成12年10月	インターネットを利用して全店の在庫検索ができる、ゴルフ・ドゥ！ドットコムサービス開始
平成13年 1 月	第三者割当による新株発行（資本金1,252,111,800円）
平成13年11月	直営 東大宮店オープン
平成14年 4 月	直営 与野東口店、蕨駅東口店オープン
平成15年11月	株式会社ドゥ・ヨネザワと共同出資で、株式会社ゴルフ・ドゥ九州を設立
平成15年11月	直営 与野中央店オープン（床面積100坪超の新ビジネスモデル店舗展開スタート）
平成16年 3 月	直営 池袋店閉店、蕨駅東口店閉店
平成16年 4 月	直営 吹上店オープン
平成16年 7 月	直営 草加店オープン
平成16年11月	直営 桶川店オープン
平成17年 1 月	直営 多摩ニュータウン店オープン
平成17年 1 月	1株を2株とする株式分割を実施し、発行済株式数が11,028株に増加
平成17年 3 月	繰越損失解消のために減資を実施（資本金363,748,326円）
平成17年 4 月	直営 深谷店オープン
平成17年 6 月	直営 花小金井店オープン
平成17年10月	直営 与野東口店を移転させ、北浦和店としてオープン
平成17年12月	関西営業所 開設
平成18年 3 月	直営 桶川店閉店
平成18年 3 月	ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ開設
平成18年 4 月	名古屋証券取引所の承認を得てセントレックス市場に上場
平成18年 8 月	直営 川越店オープン
平成19年 3 月	直営 桶川末広店オープン
平成19年10月	直営 水戸店オープン
平成19年12月	直営 東大宮店閉店
平成20年 2 月	直営 大宮丸ヶ崎店オープン
平成20年 2 月	関西営業所 閉鎖
平成20年 4 月	直営 アクロスプラザ久喜店オープン
平成20年 6 月	直営 武蔵村山店オープン
平成20年 6 月	直営 与野中央店閉店
平成20年 7 月	直営 新大宮バイパス浦和店オープン
平成20年 9 月	直営 GLOBO蘇我店オープン
平成20年12月	GOLF J-WINGS港北ニュータウン店（アンテナショップ1号店）オープン
平成21年 2 月	直営 柏店オープン
平成21年 2 月	直営 桶川末広店閉店
平成21年 2 月	直営 アクロスプラザ久喜店閉店
平成21年 2 月	GOLF J-WINGS港北ニュータウン店閉店
平成21年 4 月	直営 ルララこうほく店オープン
平成22年 5 月	スクエアツウ・ジャパン株式会社の株式取得による子会社化
平成22年 7 月	直営 ルララこうほく店閉店
平成22年10月	直営 横浜町田インター店オープン
平成22年10月	物流センター（さいたま市北区）操業開始
平成24年11月	直営 荒川沖店オープン

年月	事項
平成25年 4 月	株式会社C S I サポートを設立
平成25年 4 月	直営 環七練馬店オープン
平成25年10月	1 株を100株とする株式分割を実施し、発行済株式数が1,311,300株に増加
平成25年10月	直営 神田須田町店オープン
平成25年12月	株式会社サクシアを設立
平成26年 3 月	直営 宇都宮鶴田店オープン
平成26年 5 月	株式会社サクシアの全株式を譲渡
平成26年12月	直営 Golfdo! Studio田無ファミリーランド店オープン
平成27年 4 月	株式会社CURUCURU社と共同出資で株式会社CURUCURU Reuseを設立
平成27年 6 月	直営 厚木店オープン
平成27年 6 月	子会社スクエアツウ・ジャパン株式会社がゴルフ・ドゥ山口防府店の営業権を譲受し営業開始

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び100%連結子会社3社及び51%連結子会社1社により構成されております。各社の主要業務は以下のとおりであります。

(1) 株式会社ゴルフ・ドゥ（当社）

中古ゴルフクラブの買取り・販売を主たる営業目的とする「ゴルフ・ドゥ！」直営店及び同フランチャイズチェーンの本部運営を主要業務としております。

①仕入・販売の特徴

当社における仕入・販売の特徴は、一般ユーザーが使用したゴルフクラブをそれぞれの店頭で買取り、傷や汚れ等をメンテナンスした上で販売する点であります。新品クラブや用品等については、各メーカー、問屋から仕入をしており、直営店及びフランチャイズ加盟店へ卸売りを行っております。

また、中古ゴルフクラブ流通における当社直営店及びフランチャイズ加盟店独自の仕組みとして、全国の店頭在庫約15万本を対象とした一般ユーザー向けの「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」、「まっすぐネット」（注1）や自店滞留在庫を他の直営店やフランチャイズ加盟店にて販売するためのインターネット上の「ゴルフ・ドゥ！市場」（注2）のシステムを構築しており、お客様のニーズに応えるだけでなく仕入コストの削減、過剰在庫を避けることのできる体制を作り上げております。

（注1）「まっすぐネット」：直営店・フランチャイズ加盟店全ての店舗がWeb端末を使用してゴルフ・ドゥ！店舗ネットワーク内で商品検索を行い、販売店の店頭でお客様から要望のあった中古クラブを取り寄せるシステム。

（注2）「ゴルフ・ドゥ！市場」：直営店・フランチャイズ加盟店全ての店舗が出品・買取発注できるWeb上の市場。一般消費者には公開されておらず、主にフランチャイズ加盟店の間で、不足する商材や過剰な商材の売買を行うことで、在庫の流動化を図ることが可能。

②フランチャイズ事業

当社は、全国的な店舗展開を図るため、主に現地の法人企業とフランチャイズ契約を締結しております。

フランチャイズ加盟店に対しては「ゴルフ・ドゥ！」の商標、商号を利用する権利を与えるとともに、加盟企業の物品販売、サービスの提供その他事業経営について統一的な方法で統制、指導、援助を行っております。

また、当社は実績のある加盟企業との間でエリアフランチャイズ契約を結び、特定エリアの出店加速を推進しております。

（取扱商品）

ゴルフ・ドゥが提供している主な商品及びサービスの内容は、以下のとおりであります。

商品	ゴルフクラブ	新品・中古
	ゴルフ用品	ボール、グローブ、シューズ、キャディバッグ、アパレル等
サービス	クラブリペア	グリップ交換、シャフト交換、ロフト・ライ角調整等
	ゴルフレッスン	店内および練習場でのレッスン、スクール等

(2) スクエアツウ・ジャパン株式会社（100%連結子会社）

国内外の新品ゴルフ用品の卸販売、一般消費者へのインターネット販売を主要業務としております。米国においては、同様の事業を主要業務とするThe Golf Exchange, Inc（スクエアツウ・ジャパン株式会社の100%連結子会社）を保有しております。また、平成27年6月にゴルフ・ドゥ！山口防府店を営業譲受し運営しております。

(3) 株式会社C S I サポート（100%連結子会社）

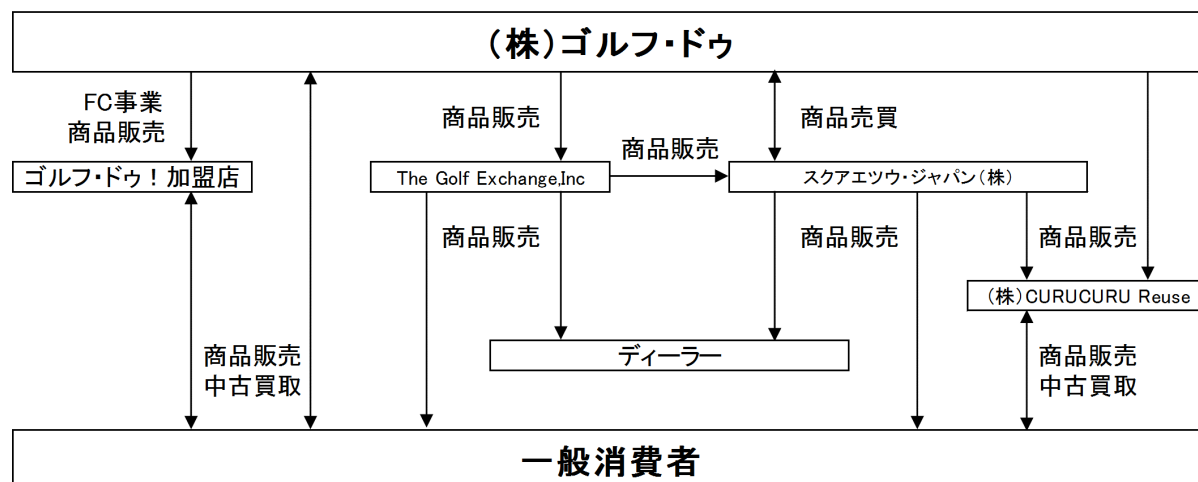
広告代理店事業を業務としております。

(4) 株式会社CURUCURU Reuse（51%連結子会社）

インターネットを利用した、レディース専門のゴルフウェア及びゴルフクラブの買取り、販売を主要業務としております。

(事業系統図)

事業系統図は、以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) スクエアツウ・ジ ャパン株式会社	さいたま市 北区	10,000 千円	営業販売	100	当社とのゴルフクラ ブ、ゴルフ用品の売 買をしている。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
(連結子会社) 株式会社 C S I サポート	さいたま市 中央区	9,000 千円	広告代理店事業	100	役員の兼任あり。 資金援助あり。
(連結子会社) 株式会社 CURUCURU Reuse	さいたま市 中央区	9,000 千円	直営	51	役員の兼任あり。 資金援助あり。
(連結子会社) The Golf Exchange Inc. (注) 2,	米国カリフォ ルニア州	400,000 米ドル	営業販売	100 (100)	当社とのゴルフクラ ブ、ゴルフ用品の売 買をしている。

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
直営事業	78 (107)
フランチャイズ事業	3 (—)
営業販売事業	17 (6)
全社 (共通)	8 (3)
合 計	106 (116)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む。) は、年間の平均人員を () 外
数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
96 (110)	35.0	6.5	3,865

セグメントの名称	従業員数 (人)
直営事業	74 (102)
フランチャイズ事業	3 (—)
営業販売事業	11 (5)
全社 (共通)	8 (3)
合 計	96 (110)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パー
トタイマーを含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む。) は、最近1年間の
平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げ後の個人消費の低迷や円安による資源価格や輸入品価格の高騰が当年度を通して大きな懸念材料となり、景気に停滞感が漂ってまいりました。また、特に中国の景気減速、ブラジル等の資源国やEU諸国等における景気低迷も日本経済へ悪影響を及ぼし、依然と先行き不透明な状況が続きました。

ゴルフ業界におきましては、高齢層が市場全体を支えている状況にあり、若年層や女性層の新規獲得に向けた対策が急務となっております。また、例年通りメーカー各社から新製品は出るものの、一部の国内人気ブランドを除き、市場を大きく賑わすまでには至りませんでした。しかしながら、原材料の高騰やメーカー各社のマークダウン品減少により単価は上昇傾向にあります。（矢野経済研究所「Y S P ゴルフデータ」）用品ではダイヤル式シューズが好調で、数少ないヒット商品となっております。なお、平成27年4月～平成28年2月のゴルフ場／練習場の利用者数は前年同月比100.1％／100.3％と前年を上回りました。（経済産業省「特定サービス産業動態調査」より推計）

このような経営環境のもと当社グループでは、直営事業の中古クラブ販売、買取りが共に1年を通して堅調に推移し、当社グループの業績をけん引いたしました。購入客数、購入客単価も特に当第1四半期連結会計期間が好調で、秋シーズンに若干の落ち込みはありましたが、年間を通して堅調な結果となりました。また、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」の売上高も前年実績を毎月上回り、直営店のみならずフランチャイズ加盟店へも大きく貢献いたしました。

営業販売事業では、依然として円安により輸入商材への需要が少なく、国内商材へシフト強化し受注獲得に努めました。しかしながら、平成28年2月以降の円高傾向により、輸入商材の受注状況に変化の兆しがあり、若干持ち直しの傾向にあります。

店舗につきましては、直営事業において平成27年6月に20店舗目となる「厚木店」を神奈川県に出店いたしました。フランチャイズ事業におきましては、平成28年2月に「日進東郷店」を愛知県に出店いたしましたが、九州エリアにて1店舗閉店となりました。よって、平成28年3月末日現在の営業店舗数は全国で合計78店舗となっております。なお、平成27年6月にフランチャイズ加盟店「山口防府店」の営業権を当社連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社が譲受しております。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高が44億55百万円（前期比4.4％増）、営業利益は73百万円（同229.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は72百万円（同182.2％増）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

直営事業の32億18百万円（前期比9.7％増）となり、フランチャイズ事業の売上高は3億68百万円（同12.1％減）、そして営業販売事業の売上高は8億68百万円（同5.2％減）となっております。

(2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による収入及び財務活動による収入が、投資活動による支出を上回り4億99百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益やたな卸資産の増加、売上債権の減少などにより、75百万円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、株式会社ゴルフ・ドゥ直営店の新店設備費用、ネット事業プログラム及び山口防府店の営業譲受などにより、59百万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、新規借入金の実行等により、1億10百万円の収入となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比 (%)
直営事業 (千円)	3,218,257	109.7
フランチャイズ事業 (千円)	368,988	87.9
営業販売事業 (千円)	868,261	94.8
その他 (千円)	33	17.0
合計	4,455,541	104.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. その他の区分は、報告セグメントに含まれない広告代理店事業であります。

3 【対処すべき課題】

ゴルフ用品業界におきましては、市場規模が年々縮小し、その結果、競合他社との価格競争も一層激しくなるなど厳しい環境下にあります。そうした環境下で安定成長を続けるために、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

(1) 直営店の店舗展開

当社グループは、平成18年以降、首都圏ロードサイド大型店を中心に直営店を出店してまいりました。今後は出店する地域を広げ、また都市型小型店舗や練習場インショップ型工房店舗など、さまざまな立地に応じた店舗形態で出店してまいります。

(2) フランチャイズチェーン本部の機能強化と加盟店開発の再開

フランチャイズチェーン展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時にフランチャイズ加盟店側のニーズにきめ細かく、かつ柔軟、迅速に対応していく必要があります。そのためにフランチャイズ加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図ってまいります。また、現在店舗のない空白エリアである地域への出店や練習場に対してインショップを出店すべく加盟店開発を進めてまいります。

(3) 人材の確保と育成

直営店の出店と新規事業開発を図るためには人材の確保と育成が重要であり、当社グループにおきましては新卒の定期採用および通年の中途採用を積極的に取り組んでまいります。また、採用後の教育及び研修制度等による従業員に対する教育の充実と人材の育成に取り組み、かつ人事制度の見直しも進めてまいります。

(4) コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけでなく、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制の充実、強化が重要であります。また、当社グループを取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには内部管理体制の強化も重要であります。また、金融商品取引法での内部統制制度に従って内部統制の整備・充実を図っており、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人や顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしており、その連携強化を図っていく方針であります。

4 【事業等のリスク】

当社グループにおける経営成績及び財務状態などに重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 中古ゴルフクラブ市場について

中古ゴルフクラブの市場規模は、「2015年版ゴルフ産業白書」（株式会社矢野経済研究所）によれば、408億円と推計されております。ここ数年、新品ゴルフ量販店において「中古クラブ」の取扱いが増加していることや、Eコマース専業事業者によるインターネット上の売買が普及したことなどにより、中古ゴルフショップでは中古商材の確保が一段と厳しくなる可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 取扱商品の特徴について

① 外部環境の影響について

当社グループは、ゴルフクラブといった嗜好品を取り扱っていることからゴルフに対する消費者の注目度やヒット商品の有無、流行、天候、景気などが中古ゴルフクラブに対する消費者の購買行動に与える影響は大きく、外部環境によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、今後のメーカーの対応と消費者の反応、クラブ相場の流れを総合的に判断して対応する所存ではありますが、ゴルフ競技に関するルール改正が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中古品を取り扱うことについて

店頭で「豊富な品揃え」をすることは、当社グループの差別化戦略の柱であり、既存店舗においては店頭における個人客からの買取りにより商材を確保しております。また、販売量の増加に伴う在庫不足に対しては直営店、フランチャイズ加盟店をネットワークでつないだ共通在庫検索システムの活用を行うこと等で対応しております。ただし、一般的に中古商材は通常の商材と異なり流通量に限りがあるため仕入量の調節が難しいという性格を持っております。中古ゴルフクラブも例外ではなく、計画通りの商材確保が達成できない場合には出店計画や販売計画の見直しを行うことや数量確保に伴う仕入価格の上昇により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、販売面においても中古ゴルフクラブの販売価格は新品クラブ価格の影響を受けやすく、新品量販店等での新品クラブの値下げ時期が早まり、それと同時に値崩れが起これば中古クラブの販売価格も影響を受けざるを得なくなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 他社との競合状態について

中古クラブは流通している数量が限られた商材であるため、店舗運営する側においてはどれだけ良質な商材を確保するかが重要な要素となっております。今後さらに、中古ゴルフ専門店や新品ゴルフ量販店の中古クラブコーナー等、中古クラブを取り扱う店舗が増加し同一商圈内に競合他社が進出する場合には商材不足が深刻化し、特に商材確保の競争が激化する可能性があります。そのため、競争激化による買取り価格の上昇または販売価格の下落等により採算が悪化した場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) フランチャイズチェーン展開について

フランチャイズ加盟店の出店については、事前の綿密な市場・物件調査から当社の経営会議を経て出店場所と時期が最終的に決定されますが、外部環境の急変等により出店数や出店時期が当社グループの計画通りに進まない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。フランチャイズ・システムは、フランチャイズ加盟店と本部である当社グループが対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同事業であり、当社グループ及びフランチャイズ加盟店のいずれもその役割を果たす必要があります。当社グループでは、「ゴルフ・ドゥ!!」という同一店舗名でチェーン展開を行い、フランチャイズ加盟店に対し当社独自のノウハウ・商材を提供する一方、「共存共栄」の立場から問題点を共有し、解決可能なコンサルティングを行うことで信頼関係を維持し契約の継続と事業の発展を図っております。しかし、一方で不祥事等が起きた場合には、全体のブランドイメージが損なわれ、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、フランチャイズ加盟契約では、事前の予告がない限り契約期間終了後、自動更新されますが、契約期間終了前でも当社グループとフランチャイズ加盟店が合意の上、フランチャイズ加盟店からの申し出に基づく契約解除も認められておりますので現在加盟中のフランチャイズ加盟店が解約違約金を支払って契約解除をする可能性があります。

(5) 直営店の出店と出店費用について

当社グループは、平成28年3月31日現在、埼玉県7店舗、東京都7店舗、千葉県2店舗、茨城県2店舗、栃木県1店舗、神奈川県1店舗、山口県1店舗と子会社も含め、合計21店舗の直営店を出店しており、今後もロードサイド郊外型の大型店舗の展開と都市型小型店舗、そして練習場インショップ型工房店舗の展開を図っていく方針であります。出店に際しては十分な準備期間を設けて好立地の物件の確保を目指しておりますが、立地、家賃、店舗面積など全ての条件を満たす物件は少なく、計画通りに店舗の出店ができない場合もあり、このような場合には出店時期の遅れや予定以上の経費の発生により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、出店費用の大半は利益の内部留保と金融機関からの借入で賄う予定であります。ただし、資金調達が計画通りに実施できない場合は、出店計画を見直すことになり、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 敷金及び保証金について

当社グループにおける直営店出店は、建設協力金方式を含む全物件において賃借が基本であり、契約に際しては賃貸人に対し敷金及び保証金を差し入れております。敷金及び保証金の残高は、平成28年3月期末において1億59百万円(総資産に対して6.5%)ですが、今後直営店舗の出店数の増加に伴い敷金及び保証金残高も増加していく可能性があります。なお、当該敷金及び保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、当社グループに起因しない賃貸人側の諸事情の発生等により、その一部または全額が回収できなくなる可能性があります。また、契約満了前に中途解約した場合には、契約内容に従って契約違約金の支払が必要となる場合があります。

(7) 法的規制について

① 古物営業法による規制

当社グループ直営店及びフランチャイズ加盟店で行う中古ゴルフクラブの買取り及び販売は、盗品等の混入の恐れがあるため古物営業法の規制により営業所を管轄する各都道府県公安委員会が監督官庁となり、許可を得ることが義務付けられております(同法3条)。当社グループは現在、株式会社ゴルフ・ドゥが埼玉県、東京都、茨城県、千葉県、栃木県、神奈川県に本社ならびに営業所があり、6都県での営業許可を取得しております。また、当社連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社は埼玉県、山口県に営業所があり、株式会社CURUCURU Reuseは埼玉県に営業所があり、それぞれの県にて営業許可を取得しております。

免許	監督官庁	番号
古物商許可証	株式会社ゴルフ・ドゥ	
	埼玉県公安委員会	第431010007249号
	東京都公安委員会	第305510007311号
	茨城県公安委員会	第401010004033号
	千葉県公安委員会	第441001002159号
	栃木県公安委員会	第411010002126号
	神奈川県公安委員会	第452740016623号
	スクエアツウ・ジャパン株式会社	
	埼玉県公安委員会	第431060030268号
	山口県公安委員会	第741040000003号
	株式会社CURUCURU Reuse	
	埼玉県公安委員会	第431350032411号

古物営業法の規定では、買取り商品が盗品であると発覚した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に回復することとされており(同法20条)、返還する商品については損失が発生いたします。現在まで当社は同法に基づく監督官庁による行政処分、行政指導を受けた事実はありませんが、当社が同法に定める規制に違反した場合には、許可の取り消し、営業の停止等の行政処分や罰則を科される可能性があります、その場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中小小売商業振興法による規制

当社グループは、フランチャイズチェーン展開を行う上で、「中小小売商業振興法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)」による規制を受けております。当社グループがフランチャイズ加盟店を募集するには、「中小小売商業振興法」の規制により、当社グループのフランチャイズ事業の内容やフランチャイズ契約書の内容を記載した法定開示書面の事前交付が義務付けられております。今後当社グループはフランチャイズ加盟店との関係をより強化し、指導、教育の充実を図る所存ではありますが、フランチャイズ加盟店からフランチャイズ契約に関する訴訟が提起された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定商取引に関する法律

当社グループが運営している「ゴルフ・ドゥ!オンラインショップ」は、「特定商取引に関する法律」の通信販売に該当し、広告の記載義務などその適用を受けております。当社グループは同法の規定を遵守して業務を行っておりますが、同法を違反した場合には、違反の旨の公表や通信販売に関する業務の停止命令があり、その場合当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

古物営業法により商品を買う際、相手先の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書の交付を受けることとされておりますが、当社グループではこれら個人情報を帳簿等に記載または電磁的方法により記録しております。当社グループでは店頭販売等の業務において顧客の住所、氏名、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載または電磁的方法により記録し管理しております。また、当社グループでは、当社グループへの愛着を一層高めてもらうことを目的とした販促キャンペーン等の企画を実施しております。販促キャンペーン等の企画開催にあたって、参加者の氏名、生年月日、住所、電話番号、ゴルフ歴等の個人情報を取得しており、取得した個人情報はキャンペーンを円滑に運営するために使用されております。このように当社グループでは、事業遂行上各ルートから個人情報に接しているため多くの個人情報が当社グループに蓄積されており、当社グループは個人情報保護法に定める個人情報取扱業者に該当し、個人情報の取扱いについて規制の対象となっております。

このため当社グループは、個人情報の取扱いについて従業員及びフランチャイズ加盟店に対する情報セキュリティ教育を実施、また一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」を取得しております。しかしながら、不測の事態によって個人情報の外部流出が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループのみならず、フランチャイズ加盟店、販促キャンペーン等の受託企業において類似の事態が発生した場合も当社グループに対する信用低下につながり当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 不正被害の防止について

当社グループでは、直営店及びフランチャイズ加盟店の在庫商品を「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」にて販売しております。「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」におきましてはクレジットカード情報の盗用による不正（利用者成り済まし）被害に備え、平成20年3月にクレジットカードの本人認証セキュリティを厳格化した「3Dセキュア（注）」を導入し、クレジットカード会社との間で当社が不正による被害を負わないよう覚書を締結しております。しかしながら、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」は、クレジット会社との提携により提供しているサービスのため、今後、当社グループの管理外の原因により当社グループが被害を負う可能性があります。また、当社グループは内部者により不正が発生する可能性は極めて低いものと考えておりますが、万一の事態に備えて十分な不正防止体制を構築しているものと考えております。ただし、万一内部者による不正が発生した場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）ビザ・インターナショナルが開発したインターネット上でのクレジットカード決済をより安全に行うための本人認証技術です。

(10) 子会社の業績について

スクエアツウ・ジャパン株式会社とThe Golf Exchange, Incは、ゴルフ用品の営業販売を主な事業目的としております。主要取引先の業績や当該国の世情の変化、メーカーの体制変化、及び極端な為替の変動等により、事業に支障をもたらし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。株式会社CSIサポートは、広告代理店業を事業としておりますが、広告媒体の突発的な都合により、事業に支障をもたらし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規事業であるインターネットを利用した、レディス専門のゴルフウェア及びゴルフクラブの買取り、販売を柱とする株式会社CURUCURU Reuseは、事業が計画通りに進行しなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保及び育成

当社グループは、ゴルフショップに対する顧客の要求水準は年々高まっているものと認識しております。当社グループはこうした顧客の要求水準を満たすと共に今後事業規模をさらに拡大するために人材育成プランを導入しております。しかしながら、顧客の要求水準を満たすサービスを提供しうる人材の育成・確保を当社グループができなかった場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 税務上の繰越欠損金を有していること

当社グループは、事業開始年度から税務上の繰越欠損金を有しており、繰越控除規定が適用されておりますが、当社グループの利益が拡大してきた場合、税務上の繰越欠損金の解消が進む過程では業績の伸張の状況と親会社株主に帰属する当期純利益の伸びが連動しないことが考えられます。

(13) 為替相場の変動について

当社グループでは、海外連結子会社から商品を輸入しているため極端な為替の変動が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成28年6月27日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度における財政状況は次のとおりであります。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は18億94百万円となりました。この主な内容としては、現金及び預金が4億99百万円、売掛金が1億85百万円、商品が10億77百万円であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は5億79百万円となりました。有形固定資産は1億98百万円、無形固定資産は49百万円、投資その他の資産が3億31百万円であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は11億19百万円となりました。この主な内容としては、買掛金2億47百万円、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）6億89百万円であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は8億6百万円となりました。この主な内容は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）5億88百万円、退職給付に係る負債1億円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産残高は5億48百万円となりました。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

①売上高

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しておりますとおり売上高は44億55百万円となりました。

②売上原価

売上原価は28億10百万円、売上原価率63.1%となりました。

③販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費に関しましては、主にブランド認知度アップ、直営店の新規出店ならびに既存店の質的向上の為に人材育成などに先行投資を行ったことにより15億71百万円となりました。

④営業利益・経常利益

営業利益は73百万円、経常利益は71百万円となりました。主な要因は、ブランド認知度アップ、直営店の新規出店ならびに既存店の質的向上の為に人材育成などに先行投資を行いつつも売上総利益率を重視した企画、販促活動を行ったことによるものであります。

⑤親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は72百万円となりました。主な要因は、ブランド認知度アップ、直営店の新規出店ならびに既存店の質的向上の為に人材育成などに先行投資を行いつつも売上総利益率を重視した企画、販促活動を行ったことならびに海外子会社の業績悪化に伴い課税額が抑えられ、かつ退職金制度を廃止したことによる取り崩しが発生したことによるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) 経営戦略の現状と見通し

次期の見通しにつきましては、当社グループが属するゴルフ業界を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと推察される中、引き続き事業全体の収益性向上を目指しつつ、直営店既存店の成長とネット事業の拡大を柱に売上の確保にも努め、業績向上への基盤形成に注力してまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、創業以来、中古ゴルフクラブの買取・販売を主としたゴルフ用品専門店「ゴルフ・ドゥ！」の店舗展開を日本全国で行ってまいりました。店舗数は、平成28年3月末日現在で直営店20店、フランチャイズ加盟店58店の計78店舗、チェーン総売上高も83億86百万円となりました。また、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」の利用者が着実に増加し、中古ゴルフクラブのインターネット販売においては、国内最大級と言えるほどにまで成長しており、さらに事業の強化を推進していく方針であります。

フランチャイズ加盟店開発におきましては、エリアフランチャイズ契約を締結している加盟企業の新規出店及びゴルフ練習場のインショップ形態での出店を進めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は直営店出店（厚木店）、既存店舗の内外装工事及び設備工事、社内OA機器取得、新規システムの開発などにより総額64百万円の設備投資を実行いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社の事業所は、本社と直営店20店舗（埼玉県7店舗、東京都7店舗、茨城県2店舗、千葉県2店舗、栃木県1店舗、神奈川県1店舗）、物流センターであり、事業所別の設備及び従業員の配置状況は、次のとおりであります。

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (さいたま市中央区)	全社	統括業務 施設	10,512	—	— (—)	9,946	20,458	22 (5)
吹上店 (埼玉県鴻巣市)	直営	直営店舗	7,220	—	— (—)	300	7,520	4 (4)
草加店 (埼玉県草加市)	直営	直営店舗	6,682	—	— (—)	1,082	7,765	4 (9)
多摩ニュータウン店 (東京都八王子市)	直営	直営店舗	3,577	—	— (—)	950	4,528	3 (3)
深谷店 (埼玉県深谷市)	直営	直営店舗	3,972	—	— (—)	433	4,405	3 (5)
花小金井店 (東京都小平市)	直営	直営店舗	3,356	—	— (—)	897	4,254	3 (6)
北浦和店 (さいたま市浦和区)	直営	直営店舗	3,144	—	— (—)	232	3,376	3 (6)
川越店 (埼玉県川越市)	直営	直営店舗	7,774	—	— (—)	1,416	9,190	4 (6)
水戸店 (茨城県水戸市)	直営	直営店舗	7,807	—	— (—)	648	8,455	4 (3)
大宮丸ヶ崎店 (さいたま市見沼区)	直営	直営店舗	11,938	—	— (—)	824	12,762	4 (8)
武蔵村山店 (東京都武蔵村山市)	直営	直営店舗	8,017	—	— (—)	874	8,892	3 (5)
新大宮バイパス浦和店 (さいたま市桜区)	直営	直営店舗	11,005	—	— (—)	1,510	12,516	4 (8)
GLOBO蘇我店 (千葉県千葉市)	直営	直営店舗	2,492	—	— (—)	390	2,883	3 (6)
柏店 (千葉県柏市)	直営	直営店舗	11,776	—	— (—)	876	12,653	4 (6)
横浜町田インター店 (東京都町田市)	直営	直営店舗	12,157	—	— (—)	1,311	13,468	5 (9)
荒川沖店 (茨城県稲敷郡阿見町)	直営	直営店舗	11,003	—	— (—)	4,207	15,210	4 (4)
環七練馬店 (東京都練馬区)	直営	直営店舗	6,279	—	— (—)	3,225	9,505	3 (4)
神田須田町店 (東京都千代田区)	直営	直営店舗	0	—	— (—)	0	0	1 (2)
宇都宮鶴田店 (栃木県宇都宮市)	直営	直営店舗	7,753	—	— (—)	7,061	14,814	5 (3)
Golfdol Studio田無 ファミリーランド店 (東京都西東京市)	直営	直営店舗	1,060	—	— (—)	1,847	2,908	1 (1)
厚木店 (神奈川県厚木市)	直営	直営店舗	7,767	—	— (—)	8,743	16,510	3 (6)
物流センター (さいたま市北区)	全社	物流施設	70	—	— (—)	693	764	6 (3)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
スクエアツウ・ジ ャパン株式会社	本社 (さいたま市 北区)	営業販売	事務所	—	— (—)	—	56	56	1 (—)
	山口防府店 (山口県防府市)	直営	直営店舗	4,102	— (—)	—	413	4,516	1 (4)
株式会社 C S I サポート	本社 (さいたま市 中央区)	広告代理店 事業	事務所	—	— (—)	—	—	—	— (—)
株式会社 CURUCURU Reuse	本社 (さいたま市 中央区)	全社	事務所	—	— (—)	—	—	—	— (—)
	北浦和営業所 (さいたま市 浦和区)	直営	事務所	—	— (—)	—	777	777	3 (9)

(注) 帳簿価額の内「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

(3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
The Golf Exchange Inc.	本社 (米国 カリフ オルニア州)	営業販売	事務所	—	— (—)	—	481	481	5 (1)

(注) 帳簿価額の内「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,400,000
計	4,400,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成28年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成28年6月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,341,300	1,341,300	名古屋証券取引所 （セントレックス）	単元株式数 100株
計	1,341,300	1,341,300	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 1	30	13,113	555	501,320	555	178,372
平成25年10月1日 (注) 2	1,298,187	1,311,300	—	501,320	—	178,372
平成28年1月8日 (注) 1	30,000	1,341,300	4,800	506,120	4,800	183,172

（注）1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成25年10月1日付けで1株を100株に分割いたしました。これにより発行済株式総数が1,298,187株増加しております。

(6)【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）（注）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	4	13	1	2	942	963	－
所有株式数 （単元）	－	48	74	905	80	26	12, 277	13, 410	300
所有株式数の 割合（％）	－	0. 35	0. 55	6. 74	0. 6	0. 19	91. 55	100	－

（注）自己株式70,979株は、「個人その他」に709単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
松 田 芳 久	埼玉県さいたま市南区	582,200	43.40
佐 藤 智 之	栃木県那須塩原市	133,229	9.93
楠 木 哲 也	栃木県宇都宮市	49,400	3.68
ラオックス株式会社	東京都港区芝2丁目7-17	40,000	2.98
伊 東 龍 也	埼玉県さいたま市南区	33,500	2.49
佐 藤 弘 子	愛知県東海市	31,300	2.33
株式会社丸三	島根県出雲市渡橋町1239	16,300	1.21
フォーク株式会社	埼玉県加須市土手1丁目11-24	13,200	0.98
浅 沼 和 彦	埼玉県さいたま市浦和区	13,100	0.97
今 井 み き	埼玉県さいたま市中央区	13,000	0.96
計	—	925,229	68.98

(注) 上記のほか自己株式が70,979株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 70,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,270,100	12,701	—
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	1,341,300	—	—
総株主の議決権	—	12,701	—

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ゴルフ・ドゥ	埼玉県さいたま市中央区 上落合2丁目3-1	70,900	—	70,900	5.29
計	—	70,900	—	70,900	5.29

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

①当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権

(平成28年6月26日 定時株主総会決議)

決議年月日	平成28年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1
株式の数(株)	65,000株を上限とする (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。

なお、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式65,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

2. 新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個あたりの払込金額(発行価額)は、新株予約権の割当に際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当を受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

②当社の従業員に対し特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権
(平成28年6月26日 定時株主総会決議)

決議年月日	平成28年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1
株式の数(株)	40,000株を上限とする (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成31年7月1日から平成36年6月30日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式40,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

②新株予約権の総数

400個を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とします。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

③新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、新株予約権の割当日後、その金額が新株予約権を割り当てる日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要します。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

②新株予約権の相続はこれを認めないものとします。

③その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

3. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	70,979	—	70,979	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、平成28年3月31日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成28年3月31日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付け、利益配当につきましては、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を中間配当と期末配当の年2回行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、今後の事業展開に備えた内部留保を一層充実させるため、無配当とさせていただきます。

当社グループは、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
最高 (円)	49,600	41,000	71,800 □718	367	418
最低 (円)	11,510	27,100	29,900 □299	292	302

(注) 1. 最高・最低株価は名古屋証券取引所（セントレックス市場）におけるものであります。

2. □印は、株式分割（平成25年10月 1 日、1 株→100株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年 1 月	平成28年 2 月	平成28年 3 月
最高 (円)	410	390	368	380	374	389
最低 (円)	380	325	339	346	330	361

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所（セントレックス市場）におけるものであります。

5【役員の状況】

男性5名 女性1名 （役員のうち女性の比率16.7%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		松田 芳久	昭和33年 8月21日生	昭和61年11月 有限会社ボックスグループ設立、代表取締役就任 昭和62年9月 有限会社プラス・ワン設立、代表取締役就任 平成元年2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ改組 代表取締役就任（現任） 平成8年9月 スタアダイレクト株式会社取締役就任 平成12年4月 有限会社プラス・ワンを株式会社ゴルフ・ドゥへ改組 代表取締役就任 平成17年4月 取締役会長就任（現任） 平成22年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役就任（現任）	(注) 5	582,200
代表取締役社長		伊東 龍也	昭和31年 7月20日生	平成7年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 専務取締役就任 平成15年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ九州取締役就任 平成17年4月 代表取締役社長就任（現任） 平成22年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社代表取締役社長就任（現任） 平成22年12月 The Golf Exchange Inc. 取締役就任（現任） 平成25年4月 株式会社CSIサポート代表取締役社長就任（現任） 平成27年4月 株式会社CURUCURU Reuse代表取締役就任（現任）	(注) 5	33,500
取締役	直営事業 本部長	佐久間 功	昭和49年 12月16日生	平成12年6月 株式会社アサヒトレーディング入社 平成14年6月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成19年2月 直営事業本部長就任（現任） 平成25年4月 執行役員就任 平成28年6月 取締役就任（現任） 平成28年6月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役就任（現任）	(注) 5	1,000
取締役 (監査等委員)		小澤 幸乃	昭和30年 4月25日生	昭和61年11月 有限会社ボックスグループ入社 平成5年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 取締役就任 平成12年9月 常勤監査役就任 平成27年6月 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 6	1,000
取締役 (監査等委員)		志村 孝典	昭和34年 2月19日生	昭和63年9月 株式会社水上三洋商会入社 平成12年9月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任 平成27年6月 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 6	—
取締役 (監査等委員)		安野 憲起	昭和24年 4月28日生	平成2年8月 司法書士登録、安野事務所所長（現任） 平成17年2月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任 平成27年6月 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 6	—
計						617,700

(注) 1. 代表取締役社長 伊東龍也は、取締役会長 松田芳久の義弟であります。

2. 志村孝典と安野憲起は、社外取締役であります。

3. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 小澤幸乃、委員 志村孝典、委員 安野憲起

4. 取締役 大井康生（スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役）は、平成28年6月26日付にて辞任しております。

5. 平成28年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

6. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

7. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。

補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
遠藤 恵子	昭和40年7月24日生	平成3年3月 遠藤司法書士事務所開設 平成7年10月 業務廃止により同事務所閉鎖 平成14年10月 遠藤司法書士事務所開設（現任） 平成19年5月 埼玉司法書士会 理事	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「ゴルフ・ドゥ！ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」を経営理念とし、ゴルフ・リユース事業の先駆者として事業展開を行っております。その中で、遵法経営と株主価値の向上を目標に経営効率の追求を行い、その結果については透明性の高い情報開示を通じて社会的責任を遂行し、企業価値の向上と経営の長期安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題として認識し、諸施策を実施しております。

② 企業統治の体制

当社グループの企業統治の体制は以下のとおりであります。

・企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であります。また、業務執行上の重要な経営課題については最初に経営会議で十分な審議・検討を行ない、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しており、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が一部業務執行に関する決定権限を経営会議に委譲し、迅速な意思決定による効率的な経営を推進しております。

・企業統治の体制を採用する理由

当社は取締役3名、監査等委員である取締役3名（内社外取締役2名）計6名の小規模組織で事業展開しております。

イ. 経営会議は、取締役と各室長、各事業本部長から構成されており、原則毎月2回の頻度で開催されております。

ロ. 取締役会は、取締役3名、監査等委員である取締役3名（内社外取締役2名）計6名で構成されており、定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要の都度開催されております。

ハ. 監査等委員会は、社外取締役2名を含む合計3名で構成されており、当社と全ての監査等委員との間には特別な利害関係はありません。

・内部統制システムの整備の状況

平成28年5月16日の取締役会決議にて改訂された「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりであります。

イ. 当社ならびに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i. 当社ならびに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。

ii. 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。

iii. 当社ならびに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。

iv. 当社内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。

v. 当社ならびに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。

vi. 当社ならびに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。

vii. 当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

ロ. 当社ならびに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

i. 当社ならびに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。

ii. 当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

ハ. 当社ならびに当グループ各社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社ならびに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ii. 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社ならびに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- iii. 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- iv. 当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

ニ. 当社ならびに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社ならびに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令または定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ii. 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- iii. 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

ホ. 財務報告に係る適正性を確保するための体制

当社は財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

ヘ. 当社ならびに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- i. 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
- ii. グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
- iii. グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
- iv. 当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

ト. 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会から要請ある場合は監査等委員会の職務を補助する使用人の任命を取締役に対して求めることができる。

チ. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

リ. 当社の監査等委員の当基本方針第ト号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員の指揮命令に従わなければならないこととする。

ヌ. その他の当社の監査等委員への報告に関する体制

- i. 当社ならびに当グループ各社の取締役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査等委員に報告するための体制
・取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。
- ii. 当社ならびに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告をするための体制
・取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員（会）に報告する。また、監査等委員に対して直接通報を行うことができる体制としてヘルプラインを設ける。

ル. 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

ヲ. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ワ. その他当社監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ii. 監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- iii. 監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

カ. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- i. グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。
- ii. グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
- iii. 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- iv. 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

・リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理につきましては、役職員及びフランチャイズ加盟店に対して関連法令及び社内規則の遵守徹底と社会的責任についての意識高揚を図り、リスクの発生を防いでおります。しかし、それにもかかわらずリスク発生の可能性がある場合には、営業・管理等の部門にかかわらず担当部署からリスク発生の可能性に関する情報を速やかに報告し、必要がある場合には顧問弁護士などの社外専門家と連携し、会社として迅速で適切な対応が取れるよう、リスク管理規程ならびに本部長以上で構成するリスク管理委員会を組織しており、リスクコントロール体制を確立しております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査及び監査等委員会監査の状況は以下のとおりであります。

当社の内部監査の組織は、内部監査室を設置し、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査、制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告しております。監査等委員会は、社外取締役2名を含む合計3名で構成されており、各監査等委員は定期的に開催される監査等委員会へ出席するほか、取締役会への出席や個々の取締役に対する聞き取り調査などを通じて取締役の業務執行状況を監督しております。なお、内部監査人は、監査等委員会に出席し、十分な連携を図っております。また、監査等委員会及び会計監査人は「年度監査計画」の策定及び会計監査の実施に際し、各々の意見交換をもって相互連携に務めております。そして、内部統制部門である内部監査人とも相互連携を図っております。

④ 社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役 志村孝典氏は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はございません。また、当社社外監査役として13年の経験を通じて、当社への理解も深いことから、職務を適切に遂行できると判断しております。

社外取締役 安野憲起氏は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はございません。また、司法書士として法務・財務に関する相当程度の知見を有するものであります。そして、司法書士事務所長として、数多くの企業の法務に対する経験から職務を適切に遂行できると判断しております。なお、両名とも当社独立役員として届け出をしております。

当社は、社外取締役を選任するための基準を設けてはおりませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にしております。選任にあたりましては、独立性だけではなく、知識、能力、見識及び人格等を考慮し、当社との間に特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないことにより判断しております。

当社は、経営の意思決定機能と、各事業本部長による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員3名中の2名を社外取締役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	43,200	43,200	—	—	—	3
取締役（監査等委員）	1,350	1,350	—	—	—	3
監査役	2,100	2,100	—	—	—	3

(注) 当社は平成27年6月26日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑥ 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 瀬戸 卓	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 健夫	有限責任監査法人トーマツ

(注) 継続監査年数については7年を超える者がおりませんので、記載しておりません。

また、会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

公認会計士 2名、その他 3名

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役並びに補欠の監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である取締役並びに補欠の監査等委員である取締役共に、法令の範囲内としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役並びに補欠の監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものは除く）は4名以内、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑩ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的としております。

ロ. 取締役の責任免除

取締役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に損害賠償責任を法令の限度において、限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

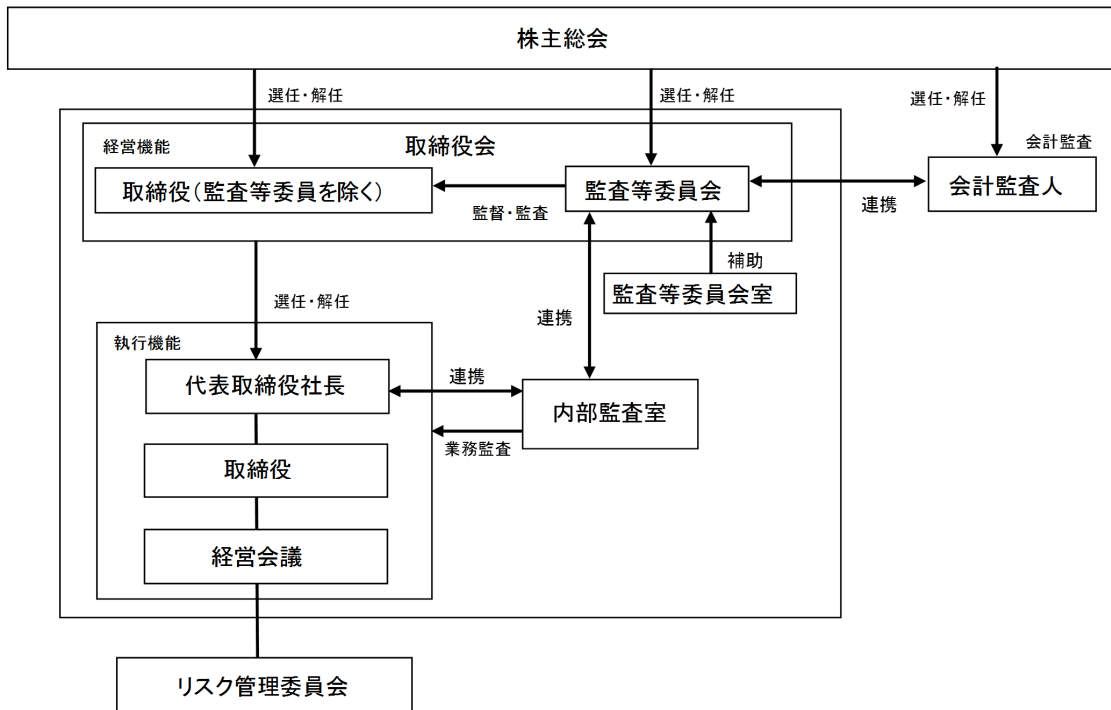
ハ. 中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円満な運営を行うことを目的としております。

⑫ コーポレートガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	16,000	—	16,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	16,000	—	16,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の規模、業務の特性、監査日数等を勘案し検討した上で適切と判断し決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会社が適切な会計方針を採用できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、金融庁や企業会計基準委員会のホームページから情報を取得し、また、有限責任監査法人トーマツや株式会社プロネクサスの行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	377,494	499,462
売掛金	210,047	185,308
商品	1,014,167	1,077,832
繰延税金資産	28,434	32,763
短期貸付金	21,327	59,227
その他	40,367	41,503
貸倒引当金	△1,515	△1,809
流動資産合計	1,690,323	1,894,288
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	311,024	325,746
減価償却累計額及び減損損失累計額	△157,323	△176,273
建物及び構築物（純額）	153,700	149,473
機械装置及び運搬具	8,726	8,182
減価償却累計額	△8,726	△8,182
機械装置及び運搬具（純額）	—	—
工具、器具及び備品	277,611	291,319
減価償却累計額及び減損損失累計額	△233,502	△242,027
工具、器具及び備品（純額）	44,108	49,291
有形固定資産合計	197,809	198,764
無形固定資産		
その他	41,718	49,240
無形固定資産合計	41,718	49,240
投資その他の資産		
投資有価証券	21,149	17,924
長期貸付金	70,100	11,300
敷金及び保証金	157,160	159,666
建設協力金	120,243	109,554
その他	38,747	35,224
貸倒引当金	△2,167	△2,167
投資その他の資産合計	405,232	331,501
固定資産合計	644,761	579,506
資産合計	2,335,084	2,473,795

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	250,070	247,415
短期借入金	※ 400,000	※ 400,000
1年内返済予定の長期借入金	277,668	289,972
未払法人税等	12,321	9,848
賞与引当金	19,877	14,196
ポイント引当金	30,078	30,056
その他	145,024	127,566
流動負債合計	1,135,040	1,119,056
固定負債		
長期借入金	494,830	588,258
繰延税金負債	7,021	5,911
退職給付に係る負債	132,163	100,722
資産除去債務	36,465	41,430
その他	42,800	70,406
固定負債合計	713,279	806,727
負債合計	1,848,319	1,925,784
純資産の部		
株主資本		
資本金	501,320	506,120
資本剰余金	178,372	183,172
利益剰余金	△230,318	△157,545
自己株式	△23,649	△23,649
株主資本合計	425,725	508,098
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,144	919
為替換算調整勘定	47,326	38,993
その他の包括利益累計額合計	51,470	39,912
新株予約権	9,570	—
非支配株主持分	—	—
純資産合計	486,765	548,011
負債純資産合計	2,335,084	2,473,795

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	4,268,592	4,455,541
売上原価	※1 2,698,747	※1 2,810,874
売上総利益	1,569,845	1,644,666
販売費及び一般管理費	※2 1,547,623	※2 1,571,385
営業利益	22,222	73,280
営業外収益		
受取利息	4,973	4,485
受取手数料	3,283	3,339
為替差益	862	1,889
その他	1,249	512
営業外収益合計	10,368	10,226
営業外費用		
支払利息	13,314	10,694
その他	1,163	1,410
営業外費用合計	14,478	12,104
経常利益	18,112	71,402
特別利益		
子会社株式売却益	23,812	—
退職給付制度終了益	—	9,745
特別利益合計	23,812	9,745
特別損失		
減損損失	—	※3 4,260
特別損失合計	—	4,260
税金等調整前当期純利益	41,925	76,887
法人税、住民税及び事業税	12,760	13,963
法人税等調整額	3,375	△5,439
法人税等合計	16,136	8,524
当期純利益	25,788	68,363
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	—	△4,410
親会社株主に帰属する当期純利益	25,788	72,773

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	25,788	68,363
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,537	△3,224
為替換算調整勘定	19,499	△8,332
その他の包括利益	※ 21,037	※ △11,557
包括利益	46,826	56,805
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	46,826	61,215
非支配株主に係る包括利益	—	△4,410

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	501,320	178,372	△256,107	△23,625	399,960
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			25,788		25,788
自己株式の取得				△23	△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	25,788	△23	25,764
当期末残高	501,320	178,372	△230,318	△23,649	425,725

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,606	27,826	30,432	—	—	430,392
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						25,788
自己株式の取得						△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,537	19,499	21,037	9,570	—	30,607
当期変動額合計	1,537	19,499	21,037	9,570	—	56,372
当期末残高	4,144	47,326	51,470	9,570	—	486,765

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	501,320	178,372	△230,318	△23,649	425,725
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	4,800	4,800			9,600
親会社株主に帰属する当期純利益			72,773		72,773
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,800	4,800	72,773	—	82,373
当期末残高	506,120	183,172	△157,545	△23,649	508,098

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,144	47,326	51,470	9,570	—	486,765
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						9,600
親会社株主に帰属する当期純利益						72,773
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,224	△8,332	△11,557	△9,570	—	△21,127
当期変動額合計	△3,224	△8,332	△11,557	△9,570	—	61,245
当期末残高	919	38,993	39,912	—	—	548,011

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	41,925	76,887
減価償却費	52,045	56,819
減損損失	—	4,260
のれん償却額	—	700
長期前払費用償却額	2,044	1,692
株式報酬費用	9,570	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	336	293
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,266	△5,680
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	5,692	△21
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	7,181	△31,439
受取利息及び受取配当金	△4,973	△4,485
子会社株式売却損益 (△は益)	△23,812	—
支払利息	13,314	10,694
売上債権の増減額 (△は増加)	23,896	21,158
たな卸資産の増減額 (△は増加)	871	△48,809
仕入債務の増減額 (△は減少)	18,637	134
未払金の増減額 (△は減少)	△810	1,398
未払費用の増減額 (△は減少)	△402	1,829
未払消費税等の増減額 (△は減少)	27,938	△18,675
その他	22,280	39,902
小計	194,468	106,658
利息及び配当金の受取額	4,902	4,416
利息の支払額	△12,968	△10,735
法人税等の支払額	△13,031	△25,304
営業活動によるキャッシュ・フロー	173,370	75,034
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26,053	△36,172
無形固定資産の取得による支出	△13,818	△20,246
貸付金の回収による収入	9	20,900
敷金及び保証金の回収による収入	4,128	4,519
敷金及び保証金の差入による支出	△1,483	△8,087
建設協力金の回収による収入	10,474	10,689
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△29,405	—
営業譲受による支出	—	△31,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△56,148	△59,998
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	20,958	—
長期借入れによる収入	180,000	430,000
長期借入金の返済による支出	△363,584	△324,268
自己株式の取得による支出	△23	—
株式の発行による収入	—	30
非支配株主からの払込みによる収入	—	4,410
財務活動によるキャッシュ・フロー	△162,648	110,172
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,303	△3,239
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△39,123	121,968
現金及び現金同等物の期首残高	416,617	377,494
現金及び現金同等物の期末残高	※ 377,494	※ 499,462

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度より、新たに設立した株式会社CURUCURU Reuseを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品

・ゴルフクラブ（中古）

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、連結子会社におきましては総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・ゴルフクラブ（中古）以外

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、在外子会社については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～34年
機械装置及び運搬具	5年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

③ ポイント引当金

ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「貸付金の回収による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

(追加情報)

(退職給付制度間の移行等に関する会計処理等)

当社は、平成27年10月1日付で退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成14年3月29日 改正 平成19年2月7日）を適用しております。

なお、本移行に伴う損益に与える影響は軽微であります。

また、海外連結子会社は、平成27年10月31日付で退職一時金制度を廃止し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成14年3月29日 改正 平成19年2月7日）を適用しております。

これに伴い、特別利益（退職給付制度終了益）として9,745千円を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額	490,127千円	400,000千円
借入実行残高	400,000	400,000
差引額	90,127	—

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	15,250千円	13,423千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給与	357,425千円	367,425千円
地代家賃	261,450	270,848
貸倒引当金繰入額	336	293
賞与引当金繰入額	18,301	13,893
退職給付費用	19,031	25,018

※3 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物、 工具、器具及び備品	東京都千代田区

当社グループは資産グルーピングに際し、主に管理会計上の区分についてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を直営店店舗ととらえ、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。

当連結会計年度において、減損損失の認識の可否を検討した結果、神田須田町店の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(4,260千円)を減損損失として特別損失に計上しております。

上記減損損失の内訳は、建物及び構築物2,895千円、工具、器具及び備品1,365千円です。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定し、その使用価値を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,537千円	△3,224千円
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	1,537	△3,224
為替換算調整勘定：		
当期発生額	19,499	△8,332
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	19,499	△8,332
その他の包括利益合計	21,037	△11,557

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,311,300	—	—	1,311,300
合計	1,311,300	—	—	1,311,300
自己株式				
普通株式(注)	70,900	79	—	70,979
合計	70,900	79	—	70,979

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加79株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	9,570
合計		—	—	—	—	—	9,570

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,311,300	30,000	—	1,341,300
合計	1,311,300	30,000	—	1,341,300
自己株式				
普通株式	70,979	—	—	70,979
合計	70,979	—	—	70,979

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加30,000株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
現金及び預金勘定	377,494千円	499,462千円
現金及び現金同等物	377,494	499,462

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、フランチャイズ加盟店及び顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、貸付先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	377,494	377,494	—
(2) 売掛金	210,047	210,047	—
貸倒引当金 ※1	△1,515	△1,515	—
差引	208,531	208,531	—
(3) 投資有価証券	21,149	21,149	—
(4) 長期貸付金 ※2	91,000	90,849	△151
(5) 敷金及び保証金	157,160	145,343	△11,817
(6) 建設協力金	120,243	130,341	10,097
資産計	975,579	973,708	△1,870
(7) 買掛金	250,070	250,070	—
(8) 短期借入金	400,000	400,000	—
(9) 未払法人税等	12,321	12,321	—
(10) 長期借入金 ※3	772,498	772,526	28
負債計	1,434,889	1,434,917	28

※1 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 1年内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。

※3 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	499,462	499,462	—
(2) 売掛金	185,308	185,308	—
貸倒引当金 ※1	△1,809	△1,809	—
差引	183,498	183,498	—
(3) 投資有価証券	17,924	17,924	—
(4) 長期貸付金 ※2	70,100	69,983	△117
(5) 敷金及び保証金	159,666	158,175	△1,490
(6) 建設協力金	109,554	121,120	11,565
資産計	1,040,206	1,050,164	9,958
(7) 買掛金	247,415	247,415	—
(8) 短期借入金	400,000	400,000	—
(9) 未払法人税等	9,848	9,848	—
(10) 長期借入金 ※3	878,230	877,532	△697
負債計	1,535,494	1,534,797	△697

※1 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 1年以内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。

※3 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、貸倒実績率により回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

(6) 建設協力金

建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基に国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

(7) 買掛金、(8) 短期借入金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成27年３月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	377,494	—	—	—
売掛金	210,047	—	—	—
長期貸付金	20,900	70,100	—	—
敷金及び保証金	4,000	16,000	4,000	133,160
建設協力金	10,689	44,986	47,285	17,282
合計	623,131	131,086	51,285	150,442

当連結会計年度（平成28年３月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	499,462	—	—	—
売掛金	185,308	—	—	—
長期貸付金	37,900	32,200	—	—
敷金及び保証金	4,000	16,000	—	139,666
建設協力金	10,907	45,906	40,308	12,431
合計	737,578	94,106	40,308	152,098

３．長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年３月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
長期借入金	277,668	203,976	166,371	103,502	20,981	—
合計	677,668	203,976	166,371	103,502	20,981	—

当連結会計年度（平成28年３月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
長期借入金	289,972	248,207	189,498	111,137	39,416	—
合計	689,972	248,207	189,498	111,137	39,416	—

(有価証券関係)
 其他有価証券
 前連結会計年度 (平成27年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	21,149	13,721	7,427
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	21,149	13,721	7,427
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		21,149	13,721	7,427

当連結会計年度 (平成28年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	17,924	13,721	4,202
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	17,924	13,721	4,202
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		17,924	13,721	4,202

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

また、当社グループは、平成27年10月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。なお、海外連結子会社においては、平成27年10月31日付で退職一時金制度を廃止しております。

当社グループが有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	123,623千円	132,163千円
退職給付費用	19,031	25,018
退職給付の支払額	△11,850	△7,083
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—	△39,628
退職一時金制度廃止による減少額	—	△9,745
その他	1,358	△1
退職給付に係る負債の期末残高	132,163	100,722

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	—千円	—千円
年金資産	—	—
非積立型制度の退職給付債務	132,163	100,722
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	132,163	100,722
退職給付に係る負債	132,163	100,722
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	132,163	100,722

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前連結会計年度	19,031千円	当連結会計年度	25,018千円
----------------	---------	----------	---------	----------

3. その他の退職給付に関する事項

当連結会計年度における退職一時金制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う影響額は906千円であります。

当連結会計年度における確定拠出年金制度への要拠出額は、3,486千円であります。

また、確定拠出年金制度への資産移換額は36,142千円であり、8年間で移換する予定であります。なお、当連結会計年度末時点の未移換額31,624千円は未払金、長期未払金に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
一般管理費の株式報酬費	9,570	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 30,000株
付与日	平成26年6月17日
権利確定条件	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません
権利行使期間	自 平成26年6月17日 至 平成31年6月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成26年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	30,000
権利確定	—
権利行使	30,000
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	平成26年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	364
付与日における公正な評価単価 (円)	319

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産（流動）		
ポイント引当金	10,190千円	9,113千円
賞与引当金	6,734	4,065
未払事業税	1,044	2,744
繰越欠損金	4,122	9,496
未実現利益	2,035	3,568
その他	4,308	3,775
計	28,434	32,763
繰延税金資産（固定）		
減価償却費	798	1,337
貸倒引当金	676	1,625
資産除去債務	12,354	12,624
退職給付に係る負債	45,650	30,679
連結納税加入時の時価評価	10,815	9,799
繰越欠損金	56,878	25,832
その他	2,522	9,647
計	129,694	91,546
評価性引当額	△129,694	△91,546
計	—	—
繰延税金負債（固定）		
固定資産（資産除去債務）	7,021	5,911
計	7,021	5,911

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.3%	33.8%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	1.1
住民税均等割	28.3	6.2
評価性引当金の増減	△35.0	△34.8
法人税額の特別控除額	—	1.1
税率変更による	4.8	4.0
期末繰延税金資産の減額修正		
在外子会社の税率差異	2.3	0.7
その他	1.5	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.5	11.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.8%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事務所及び店舗用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から固定資産の耐用年数と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	34,942千円	36,465千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	854	4,241
時の経過による調整額	668	722
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	36,465	41,430

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社に各事業本部を置き、取り扱う製品・サービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業本部を基礎とした販売・サービス別のセグメントから構成されており、「直営事業」、「フランチャイズ事業」及び「営業販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

「直営事業」は、直営店舗による一般顧客への直接販売及びインターネットを媒体とした通信販売を行っております。「フランチャイズ事業」はフランチャイズ加盟店への物品販売、サービスの提供その他事業経営についての指導、援助を行っております。「営業販売事業」はB to Bによるディーラー販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	直営	フラン チャ イズ	営業販売	合計			
売上高							
外部顧客への売上高	2,932,739	419,937	915,715	4,268,393	199	—	4,268,592
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	1,290	△1,290	—
計	2,932,739	419,937	915,715	4,268,393	1,490	△1,290	4,268,592
セグメント利益又は損失 (△)	142,612	170,195	△26,656	286,151	△18,743	△245,185	22,222
セグメント資産	1,411,473	114,110	251,171	1,776,755	12,818	545,511	2,335,084
その他の項目							
減価償却費	33,083	6,199	1,841	41,124	2,968	7,952	52,045
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	13,156	4,306	1,944	19,406	6,000	2,567	27,974

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれないマーケティング支援事業であります。

2. 調整額は以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

(3) その他の項目の調整額は各報告セグメントに配分されていない全社費用及び全社資産であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	直営	フランチャイズ	営業販売	合計			
売上高							
外部顧客への売上高	3,218,257	368,988	868,261	4,455,507	33	—	4,455,541
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	19,459	△19,459	—
計	3,218,257	368,988	868,261	4,455,507	19,493	△19,459	4,455,541
セグメント利益又は損失 (△)	145,267	161,446	9,122	315,836	△3,794	△238,761	73,280
セグメント資産	1,469,909	82,223	276,951	1,829,083	—	644,711	2,473,795
その他の項目							
減価償却費	38,947	6,583	1,218	46,749	1,668	8,401	56,819
のれんの償却額	700	—	—	700	—	—	700
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	57,362	10,631	△1,065	66,928	△11,120	8,939	64,748

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない広告代理店事業であります。

2. 調整額は以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

(3) その他の項目の調整額は各報告セグメントに配分されていない全社費用及び全社資産であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

直営	フランチャイズ	営業販売	合計
4,260	—	—	4,260

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	392.45円	431.40円
1株当たり当期純利益金額	20.79円	58.35円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	25,788	72,773
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	25,788	72,773
期中平均株式数(株)	1,240,373	1,247,206

(重要な後発事象)

1. 株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、当社の取締役に対し、以下の要領により、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることを平成28年6月26日開催の定時株主総会において決議いたしました。

(1) 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

(2) スtockオプションとしての新株予約権の具体的内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。なお、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式65,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

②新株予約権の総数

650個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

③新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個あたりの払込金額(発行価額)は、新株予約権の割当に際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当を受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

⑧新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

2. スtock・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成28年6月26日開催の定時株主総会において決議いたしました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

(2) 新株予約権割当の対象者

当社従業員

(3) 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式40,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

②新株予約権の総数

400個を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とします。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

③新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

平成31年7月1日から平成36年6月30日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金

及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

⑦新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要します。

ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

ロ. 新株予約権の相続はこれを認めないものとします。

ハ. その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

イ. 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

ロ. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑨譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑩当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

イ. 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

ロ. 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

ハ. 新設分割

新設分割により設立する株式会社

ニ. 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

ホ. 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑪新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

⑫新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	400,000	0.57	—
1年以内に返済予定の長期借入金	277,668	289,972	0.93	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	494,830	588,258	0.83	平成30年～33年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
其他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,172,498	1,278,230	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	248,207	189,498	111,137	39,416

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,205,871	2,298,969	3,415,590	4,455,541
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	39,454	48,695	86,791	76,887
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(千円)	36,834	44,380	77,981	72,773
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	29.70	35.78	62.87	58.35

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	29.70	6.08	29.85	△4.11

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	296,927	411,635
売掛金	※2 212,293	※2 207,522
商品	927,154	917,842
貯蔵品	84	81
前払費用	28,120	28,631
繰延税金資産	26,398	29,195
短期貸付金	※2 36,327	※2 71,227
未収入金	※2 2,820	※2 23,714
その他	2,075	※2 3,337
貸倒引当金	△427	△427
流動資産合計	1,531,775	1,692,761
固定資産		
有形固定資産		
建物	146,406	137,835
構築物	7,262	7,534
工具、器具及び備品	42,982	47,562
有形固定資産合計	196,651	192,933
無形固定資産		
ソフトウェア	28,075	41,114
電話加入権	923	923
無形固定資産合計	28,998	42,038
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	223,856	219,446
長期貸付金	※2 126,100	※2 93,300
長期前払費用	36,579	33,056
敷金及び保証金	156,168	157,169
建設協力金	120,243	109,554
貸倒引当金	△24,400	△30,000
投資その他の資産合計	638,549	582,526
固定資産合計	864,199	817,497
資産合計	2,395,974	2,510,259

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 204,943	※2 199,459
短期借入金	※1 400,000	※1 400,000
1年内返済予定の長期借入金	277,668	289,972
未払金	48,149	※2 47,585
未払費用	50,637	51,278
未払法人税等	12,160	8,545
賞与引当金	19,877	13,242
ポイント引当金	30,078	29,686
その他	42,715	20,551
流動負債合計	1,086,228	1,060,321
固定負債		
長期借入金	494,830	588,258
繰延税金負債	7,021	5,911
退職給付引当金	122,415	100,722
資産除去債務	36,465	39,218
預り保証金	42,800	※2 44,300
長期未払金	—	27,106
固定負債合計	703,531	805,516
負債合計	1,789,760	1,865,838
純資産の部		
株主資本		
資本金	501,320	506,120
資本剰余金		
資本準備金	178,372	183,172
資本剰余金合計	178,372	183,172
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△59,400	△21,223
利益剰余金合計	△59,400	△21,223
自己株式	△23,649	△23,649
株主資本合計	596,643	644,420
新株予約権	9,570	—
純資産合計	606,213	644,420
負債純資産合計	2,395,974	2,510,259

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	※1 3,587,610	※1 3,626,790
売上原価	※1 2,146,301	※1 2,143,098
売上総利益	1,441,309	1,483,692
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,414,709	※1, ※2 1,434,578
営業利益	26,599	49,113
営業外収益		
受取利息	※1 5,999	※1 5,876
受取手数料	※1 33,862	※1 23,563
為替差益	—	143
その他	773	175
営業外収益合計	40,635	29,758
営業外費用		
支払利息	12,754	10,694
為替差損	584	—
貸倒引当金繰入額	24,400	5,600
その他	1,105	1,411
営業外費用合計	38,844	17,706
経常利益	28,390	61,166
特別利益		
子会社株式売却益	3,600	—
連結納税未払金債務免除益	5,279	1,121
特別利益合計	8,879	1,121
特別損失		
子会社株式評価損	—	8,999
減損損失	—	※3 4,260
連結納税未払金債務免除損	—	7,810
特別損失合計	—	21,071
税引前当期純利益	37,269	41,216
法人税、住民税及び事業税	22,344	6,945
法人税等調整額	△1,878	△3,906
法人税等合計	20,466	3,039
当期純利益	16,802	38,177

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	501,320	178,372	△76,203	△23,625	579,864	—	579,864
当期変動額							
当期純利益			16,802		16,802		16,802
自己株式の取得				△23	△23		△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						9,570	9,570
当期変動額合計	—	—	16,802	△23	16,779	9,570	26,349
当期末残高	501,320	178,372	△59,400	△23,649	596,643	9,570	606,213

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	501,320	178,372	△59,400	△23,649	596,643	9,570	606,213
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	4,800	4,800			9,600		9,600
当期純利益			38,117		38,177		38,177
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△9,570	△9,570
当期変動額合計	4,800	4,800	38,117	－	47,777	△9,570	38,207
当期末残高	506,120	183,172	△21,223	△23,649	644,420	－	644,420

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

ゴルフクラブ（中古）

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ゴルフクラブ（中古）以外

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～34年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却をしております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(退職給付制度の移行等に関する会計処理等)

当社は、平成27年10月1日付で退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成14年3月29日 改正 平成19年2月7日)を適用しております。

なお、本移行に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

※1 当座借越

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	400,000	400,000
差引額	—	—

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	90,234千円	130,453千円
長期金銭債権	56,000	82,000
短期金銭債務	18,387	22,719
長期金銭債務	—	1,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	234,909千円	138,410千円
仕入高	212,744	151,602
営業取引以外の取引による取引高	33,370	41,537

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売促進費	96,247千円	94,888千円
給与	329,369	335,757
雑給	115,639	125,329
地代家賃	253,686	259,567
減価償却費	47,968	52,469
貸倒引当金繰入額	△9	—
賞与引当金繰入額	18,301	12,939
退職給付引当金繰入額	18,375	25,018

※3 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
店舗	建物、工具、器具及び備品	東京都千代田区

当社は資産グルーピングに際し、主に管理会計上の区分についてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を直営店店舗ととらえ、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。

当事業年度において、減損損失の認識の可否を検討した結果、神田須田町店の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（4,260千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

上記減損損失の内訳は、建物2,895千円、工具、器具及び備品1,365千円です。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定し、その使用価値を零として算定しております。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式219,446千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式223,856千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産（流動）		
ポイント引当金	10,190千円	9,113千円
賞与引当金	6,734	4,065
未払事業税	1,044	2,744
繰越欠損金	4,121	9,496
その他	4,308	3,775
計	26,398	29,195
繰延税金資産（固定）		
減価償却費	140	891
貸倒引当金	8,942	9,745
資産除去債務	12,354	11,945
退職給付引当金	41,474	30,679
繰越欠損金	44,628	17,647
未払金	—	9,632
その他	80	2,777
計	107,621	83,320
評価性引当額	△107,621	△83,320
計	—	—
繰延税金負債（固定）		
固定資産（資産除去債務）	7,021	5,911
計	7,021	5,911

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.3%	33.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.6
住民税均等割	30.3	10.5
評価性引当金の増減	△17.6	△49.5
法人税額の特別控除額	—	2.0
税率変更による	5.4	7.3
期末繰延税金資産の減額修正	0.7	1.5
その他	0.7	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.9	7.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」

（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.8%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

なお、税率変更に伴う影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

1. 株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、当社の取締役に対し、以下の要領により、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることを平成28年6月26日開催の定時株主総会において決議いたしました。

(1) 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

(2) スtockオプションとしての新株予約権の具体的内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。なお、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式65,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

②新株予約権の総数

650個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

③新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個あたりの払込金額(発行価額)は、新株予約権の割当に際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当を受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

⑧新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

2. スtock・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成28年6月26日開催の定時株主総会において決議いたしました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

(2) 新株予約権割当の対象者

当社従業員

(3) 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式40,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

②新株予約権の総数

400個を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とします。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

③新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

平成31年7月1日から平成36年6月30日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金

及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

⑦新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要します。

ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

ロ. 新株予約権の相続はこれを認めないものとします。

ハ. その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

イ. 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

ロ. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑨譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑩当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

イ. 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

ロ. 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

ハ. 新設分割

新設分割により設立する株式会社

ニ. 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

ホ. 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑪新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

⑫新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定 資産	建物	146,406	9,627	3,061 (2,895)	15,136	137,835	155,672
	構築物	7,262	1,201	—	929	7,534	13,594
	工具、器具 及び備品	42,982	29,583	1,708 (1,365)	23,294	47,562	234,251
	計	196,651	40,413	4,769	39,361	192,933	403,517
無形 固定 資産	ソフトウェア	28,075	26,147	—	13,108	41,114	—
	電話加入権	923	—	—	—	923	—
	計	28,998	26,147	—	13,108	42,038	—

- (注) 1. 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は、直営店舗・事務所設備によるものです。
2. 「ソフトウェア」の「当期増加額」は、直営店舗・事務所・ネット関連プログラムによるものです。
3. 「当期減少額」の欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	24,827	5,600	—	30,427
退職給付引当金	122,415	25,018	46,711	100,722
ポイント引当金	30,078	29,686	30,078	29,686
賞与引当金	19,877	13,242	19,877	13,242

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.golfd0.jp/ir
株主に対する特典	株主優待制度を実施しております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第28期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成27年6月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第29期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月14日関東財務局長に提出
（第29期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出
（第29期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月15日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成27年7月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成27年6月23日関東財務局長に提出
（第28期第1四半期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
（第28期第2四半期）（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
（第28期第3四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓 印
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 健夫 印
--------------------	-------	---------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゴルフ・ドゥの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ゴルフ・ドゥが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

平成28年 6 月27日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 健夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。